

# daily コラム

2013年1月21日(月)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email [dailycolumn@m-m-i-g.com](mailto:dailycolumn@m-m-i-g.com)

## 経理チェックポイント 会社事務所移転の時

事務所が手狭になった・賃貸契約が切れた等、事務所移転をする際に、様々な経理処理が発生します。旧事務所・新事務所と区別して見ていきましょう。

### 旧事務所の保証金・原状回復費用・廃棄

引っ越し際に「原状回復費用」を負担する事になりますが、これは「修繕費」として計上します。

通常は契約時に払った「敷金・保証金」(以下「保証金等」と相殺されて、原状回復後に残金があれば返金となりますが、この際は預けた「保証金等」と返金された残金との差額が修繕費となります。

「礼金又は権利金」(以下「礼金等」)については契約期間で均等償却をしています。が、帳簿上に残額があれば全額費用処理できます。

旧事務所から新事務所に持って行かない固定資産は、廃棄処分となるでしょうが、この際には固定資産除却損として経理処理できます。後の税務調査のために廃棄証明書等を発行してもらいましょう。

### 新事務所の保証金・引越費用・改装費

新しい事務所の「保証金等」は、資産と

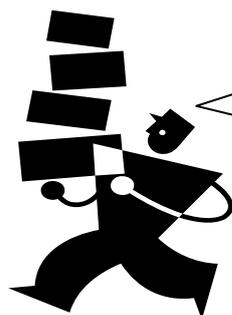
して費用にはなりません。一部返還されない部分がある場合には、「礼金等」として契約期間で均等償却を行います。ただし20万円未満の「礼金等」については一括で費用とする事が可能です。

引越費用は「社会通念上妥当な金額」であれば費用にできます。同じく、不動産屋に支払う仲介手数料についても全額費用にできます。

新事務所における内装工事やパーティション工事は、修繕費ではなく、資産計上とします。ただし、資本金1億円以下の青色申告中小企業者等については、1個又は1組の価格が30万円未満の固定資産については年額300万円までは、少額減価償却資産として費用とできます。

### 届出もお忘れなく！

事務所移転の変更登記だけでなく、税務署・都道府県や市区町村への届出もお忘れなく。申告書や年末調整などの書類を受け取るためにも、忘れずに届出をしておきましょう。



お得意様に  
事務所移転の  
連絡はしたよ  
ね？

## 補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

タックスアンサーNo. 5402 修繕費とならないものの判定

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5402.htm>

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として支出した時に損金算入が認められます。

ただし、以下省略

タックスアンサーNo.5408 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5408.htm>

### 租税特別措置法

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

**第67条の5** 第42条の4第6項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの（その取得価額が10万円未満であるもの及び第53条第1項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円（当該事業年度が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算

した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 3 第1項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 4 第1項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。
- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### コメント欄

今回は、引越しという観点からそれに関わる様々な経理処理業務を取り上げてみました。

保証金の処理や、原状回復費用の取り扱い、旧事務所の備品等の廃棄処理の留意点、さらに新事務所の権利金や保証金の取り扱い、新規購入資産の取り扱い等多岐にわたりますので、簡潔にまとめるのに苦労しました。

今後も具体的な場面でのチェックポイントをシリーズで出せばよいと思っております。